

最近寄せられた『よくある質問』集—その48—

所定労働日数が決まっていないパートの有給休暇日数

問 当社は小売店を経営し、パート労働者を使用していますが、彼らの所定労働日数は不定で、業者にも年次有給休暇を付与しなければならないと

聞きましたが、当社のパート労働者には何日の有給休暇を付与したらよいのでしょうか。

質 お 答 え
問 に ま す
お し

答 労働基準法第39条では、雇入れの日から起算して6カ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して10日、以降1年経過することに

下表の『5日以上』欄の日数の有給休暇を与えることを義務付けています。

そして、同条第3項では、週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者に対しては、

対しては、下表のとおり、所定労働日数ごとに決められた日数の有給休暇を付与すること（比例付与）を規定しています。

ここで、有給休暇の付与日数を決める所定労働日数は「基準日（有給休暇が発生する日）における

所定労働日数」欄にあります。この質問のように基準日ににおける所定労働日数が決まっていない場合には、

ご質問のようになります。この所定労働日数を『1年間の出勤日数を『1年間の所定労働日数』欄にあってはめます。

この所定労働日数は、勤務表で決められた勤務の発生要件となる出勤率は、勤務表で決められた勤務日に出勤した率となります。勤務日が決められていれば、ほぼ100%になります。

▼販売書籍のご案内△
当協会では、労務管理・安全衛生管理を行うため、最も必要となる労働関係法令をまとめた「労務管理の早わかり」

を1冊2000円にて販売しています。
詳しく述べ、当協会総合受付（電話：052-961-1666）までお問い合わせください。

の出勤日数を2倍することになります。
また、週所定労働日数が4日以下または1年間の所定労働日数が216日以下の労働者であっても、週所定労働時間が30時間以上の場合には、比例付与の対象とはならず一般労働者と同じになりますが、週によって30時間未満となる場合と30時間以上となる場合がある場合には、30時間未満が通常である労働者は、比例付与の対象となります。

なお、ご質問の場合、パート労働者の有給休暇は、勤務表で決められた勤務日が決められていれば、ほぼ100%になりますので、本人の希望により労働日が決められていれば、ほぼ100%になります。

年次有給休暇の付与日数

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間						
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
5日以上*	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

* 週所定労働日数が5日以上又は週所定労働時間が30時間以上の労働者（一般労働者）